

☑ 提出書類チェックシート（新規）

法人の場合、現在事項全部証明書の提出が不要になりました！

個人の場合は従来通り、住民票の提出が必要です。

	書類	個人	法人	✓	備考
1	指定給水装置工事事業者 指定申請書（様式第1号）	○	○		表面と裏面の両方とも記入してください。
2	誓約書（様式第2号）	○	○		
3	機械器具調書（別表）	○	○		写真を添付してください。
4	住民票	○	—		発行日から3カ月以内のものをお願いします。（コピー不可）
5	定款の写し	—	○		直近のものを添付してください。（財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付。）
6	給水装置工事主任技術者選任・ 解任届出書（様式第3）	○	○		
7	給水装置工事主任技術者免状番号 を確認できるもの（免状又は技術者 証の写し）	○	○		
8	給水装置工事主任技術者の雇用関 係が確認できる書類	○	○		代表者や役員など、現在事項全部証明書で 確認できる場合は不要ですが、その他の方 は次のページに記載している書類のいづれ かを添付してください。
9	事業所の写真（外観と内観）	○	○		<b>外観と内観</b> の両方ともお願いします。
10	松阪市指定給水装置工事事業者の 事業運営に関する確認書	○	○		表面と裏面の両方とも記入してください。
11	上記確認書の証明に必要な書類	○	○		外部研修の受講証、配管技能検定合格証 書、配管科の課程修了証書、配管工の証明 書などのコピー
12	誓約書（該当する場合のみ）	—	△		他の事業所で給水装置主任技術者として登 録されている人が兼任する場合のみ。



# 重要

## 雇用関係が確認できる書類について

給水装置工事主任技術者が事業者と雇用関係にあることを確認する場合に、これまでは健康保険証で雇用関係を確認しておりましたが、令和7年12月2日より健康保険証が使用できなくなったことを受け、令和8年7月1日からは以下の書類をもって雇用関係を確認させていただきますのでよろしくお願い致します。

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・その他公的に雇用確認が証明できる書類  
(住民税特別徴収税額の通知書など公共機関が発行する書類)

※ 代表者や役員など、現在事項全部証明書で確認できる場合は不要です。